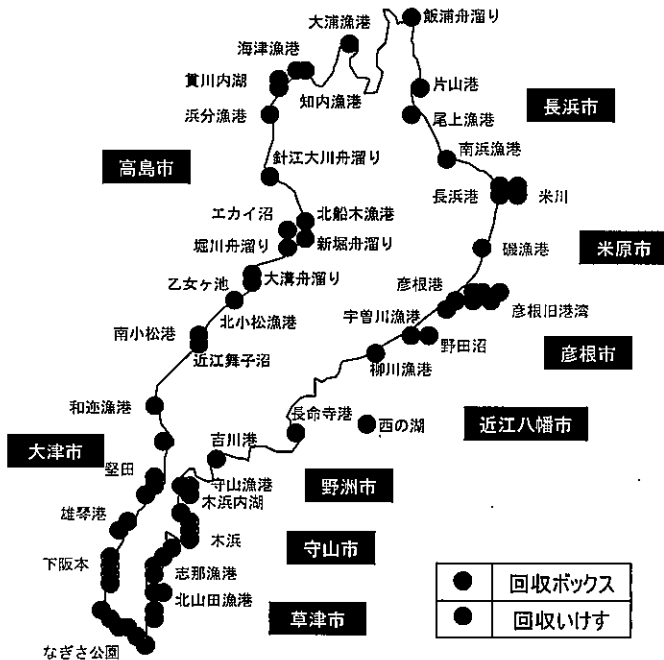


ルール 4

外来魚のリリース禁止

- 釣り上げたブルーギルやブラックバスは、琵琶湖や河川、内湖等に戻してはいけません。
- 琵琶湖の豊かな生態系を健全な姿で次の世代へ引き継ぐために外来魚はリリースしない釣りをしましょう。

外来魚回収ボックス・回収いけす設置場所



- 釣り上げた外来魚は、湖岸に設置している回収ボックスや回収いけすに入れてください。(設置箇所は釣り人の状況などにより変更・廃止する場合があります。)
- 近くに回収ボックスや回収いけすがない場合は、外来魚をその場で絞めて持ち帰り、生ゴミ等として適切に処分してください。

釣り上げた外来魚の回収にご協力ください。

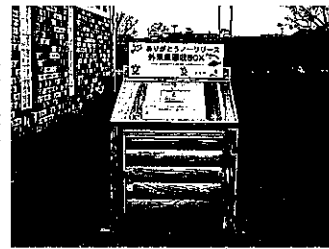
回収ボックス、いけすの詳細な位置は、携帯電話でも見ることができます。



QRコードはQRデンソーウェブの登録商標です。



外来魚回収いけす



外来魚回収ボックス

ルール 5

■ 地域の実態に応じたローカルルールの認定

深夜の花火やゴミ投棄など地域における迷惑行為の解決のため、地域住民、レジャー利用者や関係事業者が対策を話し合い、地域の実態に応じたローカルルールを策定します。県はこのローカルルールを認定し、地域による広報や監視活動を支援します。既認定箇所：横江浜(高島市)、近江舞子(大津市)、長浜港(長浜市)

その他のルール

■ プレジャーボート操船者等が守らなければならないこと。

- 消音器等を改造したプレジャーボートの航行禁止(騒音防止)
- エンジンの不必要な空ぶかしの禁止(騒音防止)
- 取水施設やえり等からの航行安全距離の確保(衝突防止)
- 油流出防止等適切な給油方法の履行(水質保全)
- 水鳥の営巣地、生息地への配慮(生態系保全)

- 飲食のゴミや釣具(釣り針、糸、ワーム)は、持ち帰りましょう。
- レジャー用品は、環境にやさしい環境配慮型製品を使いましょう。
- プレジャーボートに乗船するときは救命胴衣等を着用しましょう。
- 酒酔い操船は禁止です。

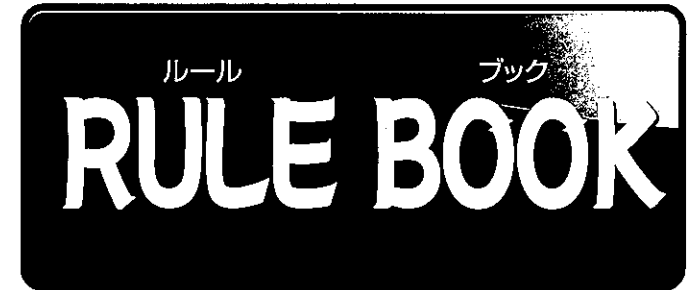
お問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖政策課 レジャー対策室
〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1
TEL 077-528-3485 FAX 077-528-4847
E-mail dk00@pref.shiga.lg.jp <http://www.pref.shiga.jp/d/leisure>



みんなで守ろう
琵琶湖ルール

2012年3月発行



— いつまでも健やかな琵琶湖であるために —



滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例

ルール 1

■ プレジャーボートの航行規制水域での航行禁止

①騒音等を防止するため、以下の水域を航行規制水域として指定しています。指定された水域内では、原則航行禁止です。

- ㊦住宅、病院、学校、保養施設等が存在し、地域の生活環境を騒音から防止する必要がある水域
- ㊧水産動物の増殖場や養殖場への曳き波の被害を防止する必要がある水域
- ㊨水鳥の営巣地等の水鳥の生息環境を騒音から防止する必要がある水域
- ㊩他のレジャー利用者に著しく迷惑を及ぼすことを防止する必要がある水域

②停止命令等の違反者には30万円以下の罰金が科せられます。

ルール 2

■ プレジャーボートの従来型2サイクルエンジンの使用禁止

①琵琶湖では、従来型2サイクルエンジンを搭載するプレジャーボートは使用できません。

②違反者には5万円以下の過料が科せられます。(2012年10月から)

ルール 3

■ プレジャーボートの適合証の表示義務化(2012年10月から)

①琵琶湖でのプレジャーボート(4サイクルエンジンおよび環境対策型2サイクルエンジン(筒内直接噴射方式、電子制御・触媒方式、ディーゼル方式))の航行には、県が交付する適合証の表示が必要です。

適合証の交付請求ができる方は、プレジャーボートの所有者および指定保管業者です。

詳しくは [適合証の交付請求方法](#) [検索](#)

②違反者には3万円以下の過料が科せられます。



■ 指定保管業者

レジャー利用者に琵琶湖ルールの遵守を適切に働きかけができ、かつ法令違反のないマリーナを指定保管業者として知事が指定します。指定保管業者は、プレジャーボートの所有者に代わって、保管するプレジャーボートの適合証を知事へ交付請求することができます。

プレジャーボートの航行規制水域図

〈平成24年4月現在〉

A 航行規制水域一覧(条例第12条第1項第1号関係)

No.	地区名
①	大津市柳が崎～際川
②	大津市雄琴
③	大津市真野
④	大津市小野～荒川
⑤	大津市大物～北小松
⑥	高島市安曇川町四津川～横江浜
⑦	高島市新旭町饗庭～今津町浜分
⑧	高島市今津町深清水～マキノ町海津
⑨	長浜市西浅井町大浦
⑩	米原市磯
⑪	彦根市松原～馬場
⑫	彦根市大藪～八坂
⑬	彦根市須越～薩摩
⑭	彦根市薩摩～田附
⑮	彦根市新海
⑯	守山市今浜
⑰	長浜市西浅井町菅浦
⑱	近江八幡市沖島
⑲	高島市マキノ町海津～長浜市西浅井町大浦(大門)
⑳	長浜市西浅井町大浦(小ツ組～三位)
㉑	東近江市栗見出在家町～近江八幡市白王町
㉒	野洲市宮蒲～吉川

B 航行規制水域一覧(条例第12条第1項第2号関係)

No.	地区名
1	草津市北山田町～南山田町
2	守山市木浜町～草津市下物町

C 航行規制水域一覧(条例第12条第1項第3号関係)

No.	地区名
1	長浜市湖北町尾上～早崎町

D 航行規制水域一覧(条例第12条第1項第4号関係)

No.	地区名
1	野洲市吉川

